

国民健康保険および後期高齢者医療制度  
**「限度額適用認定証」などの交付および更新**

問合先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」などを提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができま

す。また、入院時の食事が減額できる場合もあります。認定は、申請月からとなりますので、必要な方は窓口で申請してください。既に交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用認定証」

更新の必要な方は、窓口で申請してください。

①国民健康保険

②後期高齢者医療制度

平成26年度に申請されている

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	限度額	
		※3回目まで	※4回目以降
上位所得者	所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	所得600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	所得210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	住民税非課税	35,400円	24,600円

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担額限度	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	医療費が267,000円を超えた場合、80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※4回目以降44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12ヶ月間に高額支給となった回数。  
 表の所得区分など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

後期高齢者医療  
 被保険者の皆さんへ

被保険者証の一斉更新

現在の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成27年7月31日までです。それに伴い一斉更新を行います。

被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中に届かない場合は市役所保険年金課高齢者医療担当へ連絡してください。

平成27年度分保険料の納付通知書を送付します

送付時期 7月中旬

納付方法は2通りあります。

①年金から差し引く(特別徴収)

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

②普通徴収(納付書払い)

これまでの金融機関・市役所に加えて、平成27年7月よりコンビニエンスストアでも納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなくお支払いいただけます。

また、納付書による納付は、口座振替もご利用できます。一度手続きをすれば、振替日(納期

限の日)に指定した口座から引き落とされますので、納期限を気にする必要もなく、安心です。

○コンビニエンスストアで納付する際の注意点

専用バーコードが印刷されている納付書に限りです。破損・汚損などによりバーコードの読み取りができない場合、取扱いができませんので、ご注意ください。

ご利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に印刷されています。

保険料の算出方法

ア 所得割額

(平成26年中の所得金額×マイナ

ス33万円)×8・29%

イ 均等割額

年間4万2440円

アとイの合算額が1年間の保険料額となります。(賦課限度額は57万円)

保険料の納付をお忘れなく

特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の被保険者に替えて短期被保険者証(通常の被保険者証より有効期限が短い被保険者証)を交付する場合があります。納付が困難になった場合は、早めに納付相談をしてください。

問合先 保険年金課高齢者医療担当

問合先 保険年金課高齢者医療担当

国民年金保険料免除制度

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「若年者納付猶予制度（30歳未満の方）」が利用できます。

申請できる期間

申請時点の2年1か月前の月分まで

例 平成27年7月申請の場合、平成25年6月分まで申請できます。

申請に必要なもの

課税証明書など 市役所で所得の確認ができない方は、所得審査の対象となる方全員の申請年度の前年所得が確認できる課税証明書などが必要です。

離職票など 失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。なお、現在全額免除または若年者納付猶予が承認されている方で、申請時に自動継続を希望された方は改めて申請する必要はありません。その場合は、年金事務所から審査結果が10月ごろまでに届きます。

免除の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	全額免除(※1)・若年者納付猶予(※2)	部分免除(※1)		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円	192万円	232万円	272万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
扶養なし (単身世帯)	57万円	78万円	118万円	158万円

※1 全額免除・部分免除は、本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合

※2 若年者納付猶予(30歳未満の方)は、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合

保険料の追納

免除または若年者納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来の年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることとなります。

申込先

保険年金課国民年金担当

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合先：保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険税は、今年度に予測される医療費の総額から、国などからの補助金と皆さんが医療機関などで支払う一部負担金を差し引いた額を、国保加入世帯の人数、所得に応じて負担していただく市税です。

今年度分の納税通知書は7月上旬に送付しますが、7月13日(月)を過ぎても納税通知書が届かない方は担当へお問い合わせください。

《保険税は世帯主が納めます》

世帯主が国保の加入者(被保険者)であるなしに関わらず、保険税の納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。

納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主あてとなります。

《保険税の納め方》

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合は保険税が年金から差し引かれる特別徴収となります。

それ以外の方は納付書または口座振替による普通徴収となります。

《保険税の納め忘れに注意しましょう》

納期を過ぎてしまうと延滞金の加算や滞納処分の対象となります。また、被保険者証に関しても、短

期被保険者証や資格証明書の代替発行、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがありますので、納期限内での納付をお願いします。

簡単で便利な口座振替をぜひご利用ください。

《非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます》

倒産・解雇、雇い止めなど会社の都合で離職された方の保険税が軽減されます。

【対象】 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業(特定受給資格者または特定理由離職者)である方。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末まで。

【申告に必要なもの】 雇用保険受給資格者証、認印

平成27年度国民健康保険税・算出方法

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(平成26年中の所得金額 - 33万円) × 右の税率	7.4%	1.5%	0.9%
均等割額	被保険者1人について	17,000円	10,000円	9,000円
世帯課税限度額		510,000円	160,000円	140,000円

# 皆さんの寄附で まちづくりが進みます

問合せ・申込先 地域活動推進課地域活動推進担当

市では、寄附を通じて様々な方がまちづくりに参加する「寄附によるまちづくり」を進めています。人のために何かしたいという思いがあっても「時間的な余裕がない」「個人で貢献したい」「活動に参加するのはちょっと不安」など、実際の活動に参加できない方も、寄附を通じてまちづくりに参加することができます。寄附という形で皆さんの思いをまちづくりに活かしてみませんか。

## ●平成26年度の寄附の活用実績

事業名	執行額	寄附金充当額	内 容
中学校教育振興事業	9万9792円	9万9000円	中学校の部活動に必要な消耗品の購入
健康づくり推進事業	40万3920円	20万円	ウォーキングマップの作成
環境問題啓発事業	17万円	16万円	ゴーヤ苗や緑のカーテンコンテスト費用
環境問題啓発事業	74万1069円	61万5000円	自然環境ガイドブックの作成など
地域ICT利活用事業	506万8194円	6万2000円	つるがしまタウンチップの維持管理のための経費とまちづくりポイントの運営
産業活力振興事業	61万8300円	61万8000円	つるゴンの着ぐるみの作成

※活用方法の指定のない寄附金は「指定なし」として基金に積立てています。

平成26年度はこの基金を活用し、つるゴンの着ぐるみを作成しました。



平成26年中の寄附額が埼玉県で1位になりました

## ●平成26年度の寄附の状況

市では平成26年10月から「ふるさと納税」の記念品を大幅に充実させました。その結果、全国の方々から多くのご寄附をいただきました。寄附金は平成27年度の事業で活用中です。

寄附金活用の指定メニュー	寄附額	件数
未来を担う子どもたちを応援する事業	5710万7904円	3599
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	1174万8502円	811
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	1725万7000円	1135
文化・芸術活動を振興するための事業	687万8002円	363
活力に満ちたまちづくりのための事業	1505万5000円	1026
指定なし	2742万3010円	1695
合 計	1億3546万9418円	8629
ふるさと納税分	1億3524万2014円	8621



## 寄附金充当内容

中学校部活動支援(吹奏楽部楽器、卓球部卓球台など) 小中学校図書館図書整備  
 中学校での交通安全教室の開催 公立保育所ピアノなど購入 民間保育所園外保育(遠足など)支援 公園遊具修繕 子どもフェスティバル開催支援 近隣公園への健康遊具設置 市民の森の整備・維持管理 藤中学校に太陽光パネルなどを設置 ソーラーパネル付LED街路灯を設置 川崎兵右衛門陣屋跡石造物修繕 図書館図書整備 街バルの開催支援 自治会・地域支え合い協議会支援 など

※寄附の詳細は市のホームページでも紹介しています。

第6回つるがしま緑のカーテンコンテストのお知らせ



緑のカーテンは、つる性の植物を窓の外にはわせた植物のカーテンです。

効果としては、夏の強い日差しを和らげるとともに、葉の蒸散作用により周囲の温度を下げてくれるので、カーテンから涼しい風が流れ込み室温の上昇を抑えてくれます。

すでに多くの家庭、事業所で

農業委員会委員の選任について

農業委員会委員に新たに内野昌章さんが6月1日付けで選任されました。

問合せ 人事課人事担当

緑のカーテンに取組んでいきます。

このコンテストは、「緑のカーテン」をより多くの市民の皆さんに関心を持っていただき、広く普及することを目的としています。

この夏、緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう。皆様のご応募をお待ちしています。

**申込み** 応募用紙に必要事項を記入し、写真を添付の上、生活環境課または市民活動推進センターへ提出してください。詳しくは、生活環境課、市民活動推進センター、各市民センターに備え付けの応募用紙をご覧ください。

**応募期間** 7月6日(月)～10月30日(金)

**表彰** 平成28年2月に表彰式を行う予定です。

**その他** 個人と団体の部に分けて審査をします。規模や出来栄だけを審査対象とするのではなく、アイデア、工夫など、多面的な審査を行います。なお、今年から一部審査方法が変わり、一般の方の投票による一次審査を行います。

**問合せ** つるがしま緑のカーテン市民実行委員会(愛称みどりかぜ)前田(まくだ)08005489.

3010)・生活環境課環境保全担当

都市計画公園の変更に關する説明公聴会を開催します

【説明公聴会】

市が決定する都市計画公園(鶴ヶ島市運動公園)の変更案を作成するに当たり、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、説明公聴会を開催します。

**対象** 市内在住の個人および法人

**日時** 7月28日(火)19時～

**場所** 鶴ヶ島農村センター(太田ヶ谷740-1)

**内容** 坂戸都市計画都市計画公園の変更

【構想案】

市では、鶴ヶ島市運動公園について、新たな導入施設の配置や公園管理道路の確保などを検討した結果、東側の区域を拡張することが必要であるため都市計画公園区域を変更する方針です。

【構想案の閲覧】

**期間** 7月8日(水)～22日(水)8時30分～17時15分

**場所** 都市計画課

**問合せ** 都市計画課都市計画担当

地域企業のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取り組みを応援します

申込・問合せ 女性センター(☎049・287・4755)

市では、地域企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを促進するため、経営者や人事担当者、女性社員向けのセミナーを開催します。また、各企業が独自にワーク・ライフ・バランスを推進するための補助金を創設しました。

経営者のためのワーク・ライフ・バランスマネジメントセミナー

**対象** 鶴ヶ島および近隣に所在する企業の経営者  
**日時** 7月21日(火)13時30分～16時  
**場所** 市役所5階504会議室  
**講師** 油井文江さん((株)ゆいアソシエイツ代表)  
**内容** 女性の活躍が企業利益のカギに!経営戦略としての職場のワーク・ライフ・バランス推進について  
**定員** 60人(申込順)  
**参加費** 無料  
**その他** 8月5日(水)に人事担当者向け、8月18日(火)に女性社員向けセミナーを開催します。

鶴ヶ島市ワーク・ライフ・バランス推進企業補助金

**対象** 鶴ヶ島市内に主な事業所を置く企業  
**補助対象経費** ①ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会および講演会開催に要する経費(謝金、旅費、会場使用料など)②ワーク・ライフ・バランス推進のための社員の社外研修出席に要する経費(研修参加負担金、旅費など)③ワーク・ライフ・バランス推進のための調査、業務見直しおよび制度導入に要する経費(コンサルタント委託料など)  
**補助内容** 補助対象経費の総額の3分の2を補助金として交付します。ただし、一企業当たり交付する補助金の額は、20万円を上限とします。  
**申請期間** 7月15日(水)から8月31日(月)まで

## 市職員を募集します

問合先 人事課人事担当

市では、平成28年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

**第1次試験日** 9月20日(日)

**受付期間** 8月11日(火)～13日(木) 9時～17時15分

※郵送の場合は、8月1日(土)～8月12日(水)の消印有効

**申込書類** 採用試験申込書、誓約書、卒業証明書または卒業見込証明書、成績証明書、写真(縦4cm×横3cm) 2枚

※資格を有する場合または取得見込の場合はそれを証明するもの(写し可)

※採用案内、申込書類は人事課および若葉駅前出張所で7月1日(水)から配布。



平成27年度新入職員  
「市内を歩いて巡り“まち”を感じる」  
研修での一コマ

採用職種	受験資格	採用予定人数
一般行政職 (事務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学を卒業または平成28年3月までに卒業見込みで、昭和62年4月2日以降に生まれた方</li> <li>短期大学(専修学校を含む)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みで、平成元年4月2日以降に生まれた方</li> <li>高校を卒業または平成28年3月までに卒業見込みで、平成3年4月2日以降に生まれた方</li> </ul>	10人程度
一般行政職 (土木)	次の要件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和62年4月2日以降に生まれた方</li> <li>大学において土木の課程を専門に履修し、卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方</li> </ul>	

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

※詳しくは、採用案内または市ホームページをご覧ください。

### 市職員採用説明会

**日時** 7月26日(日) 10時～12時

**場所** 市役所5階会議室

**内容** 採用試験や市職員の仕事などについての全体説明のほか、個別の質問にお答えします。

**申込み** 事前に電話で人事課人事担当

※説明会への参加の有無が、採用に影響することはありません。

### 埼玉県内市町村職員合同説明会(鶴ヶ島市も参加)

**日時** 7月9日(木) 13時～18時(入場は17時まで)

**場所** さいたまスーパーアリーナ(さいたま新都心駅下車)

**内容** 市町村職員の採用試験や仕事の内容などを、各市町村の人事担当者が説明します。

**入場料** 無料 ※予約不要、入退場自由です。

**問合先** 彩の国さいたま人づくり広域連合

(☎048・664・6681)

## 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員募集



**職種** 事務職、土木職、電気職(一般行政職および社会人経験者)

**対象**

**一般行政職**

①学校教育法による大学を卒業または平成28年3月卒業見

込みの方で昭和62年4月2日以降に生まれた方

②学校教育法による短期大学(専修学校を含む)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方で、平成元年4月2日以降に生まれた方

③学校教育法による高校を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方で、平成3年4月2日以降に生まれた方

④土木職、電気職は上記①から③に該当し、かつ、土木または電気の専門課程を専攻した方

**社会人経験者**

⑤学校教育法による大学、短期大学(専修学校を含む)または高校を卒業した方で昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方

⑥社会人経験者(事務職)は⑤に該当し、民間企業などで1年以上継続して就業し、職務経験が5年以上の方

⑦社会人経験者(土木職、電気職)は⑤に該当し、民間企業などで1年以上継続して就業し、工事の設計(土木または電気)、施工管理などの職務経験が3年以上の方

**第一次試験日** 9月20日(日)

**採用人数** 若干名

**受付期間** 8月3日(月)～7日(金) 8時30分～17時15分

※申込方法などは、7月1日(水)から下水道組合総務課で配布する募集案内をご覧ください。

**申込・問合先** 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課総務担当

(☎049・283・2051)



## 生ごみの水切りで、臭い防止と ごみの削減・CO<sub>2</sub>削減へ

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで「生ごみ」の臭い防止とごみの減量・CO<sub>2</sub>削減に役立ちます。

ごみの水分が減れば、嫌な臭いが少なくなります！⇒ごみが軽くなるので、収集車の燃費が良くなり、CO<sub>2</sub>が削減されます！⇒ごみを燃やすエネルギーが減り、CO<sub>2</sub>が削減されます！

### 簡単にできる水切り参考例

- ・野菜などは、いらぬ皮などをむいてから洗いましょう。
  - ・三角コーナー（水切りネットなど）には、水気のあるものだけを入れ、水気のないものはほかのごみ袋に直接入れるなどしましょう。
  - ・ごみを出す前に、三角コーナーや水きりネットなどの生ごみの水切りを十分に行ないましょう。
  - ・日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう。
- 一人一人が少しずつでも取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。皆様のご協力をお願いします。

**問合せ** 生活環境課環境推進担当

## 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員 募集



**職種** 消防吏員

**対象** ①学校教育法による大学を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方（平成2年4月2日以降に生まれた方）

②学校教育法による短期大学、専修学校を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方（平成4年4月2日以降に生まれた方）

③学校教育法による高校を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方（平成6年4月2日以降に生まれた方）

**試験日** 9月20日（日）

**採用人数** 7人程度

**受付期間** 8月10日（月）～14日（金）8時30分～17時15分

※申込方法などについては、7月1日（水）から消防本部庶務課で配布する募集案内をご覧ください。

**申込・問合せ先** 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部庶務課庶務担当（☎049・281・3119）



## 不要になったテレビなどの処分方法

**問合せ** 生活環境課環境推進担当

家庭から出た特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、埼玉西部環境保全組合で処分できませんので、次のいずれかの方法で処分をお願いします。

### 電気店に引き取ってもらう場合

- ・買い換える店で引き取ってもらう。
- ・買った店で引き取ってもらう。



### 自分で指定引取場所へ運搬する場合

- ①郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」を使用し、「リサイクル料金」を振り込みます。（廃棄物1台につき、「家電リサイクル券」は1枚となります。）
- ②下記の指定引取場所に連絡し、搬入受付日時を確認し搬入します。

指定引取場所（鶴ヶ島市から最寄り）（50音順）

■（株）木下フレンド川越営業所／川越市松郷886-9（☎049・272・7750）

■日本通運（株）川越事業所／川越市南大塚6-37-3（☎

049・249・0201）

### 自分で指定引取場所へ運搬しない場合

- ①郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」を使用し、「リサイクル料金」を振り込みます。（廃棄物1台につき、「家電リサイクル券」は1枚となります。）
- ②特定家庭用機器取扱いの一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼します。料金は、収集運搬許可業者へお問い合わせください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者は、平成27年度版「ごみと資源の分け方・出し方（冊子）」に掲載していますので参考にしてください。冊子は、生活環境課、各市民センター、市民活動推進センターにあります。

### リサイクル料金

リサイクル料金は、（財）家電製品協会家電リサイクル券センターに電話（☎0120・31・9640）、またはホームページ（<http://www.rkc.aeha.or.jp>）で確認してください。なお、郵便局にある備え付けの冊子「家電リサイクル券システム 郵便局手続き用リサイクル料金表（税込）」でも確認できます。